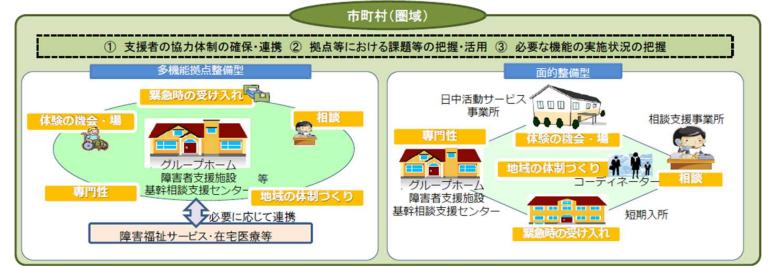
### 地域生活支援拠点等の概要

- ◆ 地域生活支援拠点等とは、障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者等の生活を地域全体で支えるため、 居住支援のための機能をもつ場所や体制のことです。
- ◆ 地域生活支援拠点等の整備の目的は、具体的に以下の2点です。
  - (1) 緊急時の迅速・確実な相談支援の実施及び短期入所等の活用を可能とすることにより、地域における生活の安心感を担保する機能を備える。
  - (2) 体験の機会の提供を通じて、施設や親元からグループホーム、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすくする支援 を提供する体制を整備することなどにより、障害者等の地域での生活を支援する。
- ◆ 地域生活支援拠点等に必要な機能は、次の5つであり、地域の実情を踏まえ、市町村が必要と判断した機能を備えることと されています。
  - ① 相談 ② 緊急時の受け入れ・対応 ③ 体験の機会・場 ④ 専門的人材の確保・養成 ⑤ 地域の体制づくり

#### 【国の地域生活支援拠点等の整備手法イメージ図】

●地域生活支援拠点等の整備手法(イメージ)※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



箕面市障害者市民施策推進協議会 令和7年3月18日 健康福祉部

# 第7期箕面市障害福祉計画・第3期箕面市障害児福祉計画(抜粋)

### 第4次箕面市障害者市民の長期計画(みのお 'N' プラン)

### 【第2章】 計画の基本的な考え方

(1) 地域生活の支援と地域共生社会の実現に向けた取組

障害者の高齢化・重度化、親の高齢化や「親亡き後」に関する不安の声は切実な課題です。これからも住み慣れた箕面市で安心 して生活を継続できるよう、引き続き、基幹相談支援センターを核とした相談支援、**地域生活支援拠点等の機能の充実**、グループ ホーム等による居住の支援、サービスの担い手となる人材の確保、医療機関との連携など、子どもから大人までの切れ目ない支援 を行うための環境整備を進めます。

### 第7期箕面市障害福祉計画・第3期箕面市障害児福祉計画

#### 【第1章】計画の策定にあたって

3 障害福祉サービス等の基本的方向性 【基本方針】

すべての障害者が、家族の介護や支援の有無にかかわらず、地域の中で安定した自立生活を送るためには、地域生活を支える福 祉サービス基盤の整備・充実が大変重要です。

サービスの担い手となる事業所・人材の充実に向けて、支援策の検討と国及び大阪府への働きかけを行います。

障害の重度化・高齢化にも対応できるよう、緊急時の受入れ等を担う**地域生活支援拠点等の整備を進め**、地域の支援ニーズの把 握、社会資源の活用、関係機関等の連携等により、効果的な支援体制の構築と機能の充実を図ります。

#### 【第2章】障害福祉サービス等の内容と見込量

- 3 成果目標
- (3) 地域生活支援の充実 【地域生活支援拠点等の機能の充実】

国が示す地域生活支援拠点等の機能は、「地域生活への移行や親元からの自立等に係る相談」「一人暮らし、グループホームへ の入居等の体験の機会及び場の提供」「ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保」「人材の 確保・養成・連携等による専門性の確保」「サービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくり」の5つ です。

本市では、既存の社会資源を活用し、「面的な整備」として地域生活支援拠点等の機能の一部を位置づけています。ただし、障 害者やその家族等の生活を地域全体で支える中核としての役割を担う体制としては不十分であるため、本計画中に実施する市立あ かつき園の再整備等に併せて、機能の充実に向けた検討を行うとともに、機能の水準や充足状況について継続的に検証及び検討を 行います。検証及び検討の場は、箕面市自立支援協議会相談支援部会及び箕面市障害者市民施策推進協議会とし、年2回実施します。

## 箕面市における地域生活支援拠点等の機能

- ◆ 「第7期箕面市障害福祉計画・第3期箕面市障害児福祉計画」でも示しているとおり、箕面市では、地域における複数の機関が分担して機能を担う面的整備として、市内の既存の資源を活用し、地域生活支援拠点等の機能の一部として位置づけます。
- ◆ 具体的な機能としては、<u>①相談、②緊急時の受け入れ・対応</u>、<u>④専門的人材の確保・育成</u>の3つです。各機能を担う機関、 制度や内容は下記に記載のとおりです。
- ◆ これにより、地域生活支援拠点等の整備が完結するものではなく、機能の水準や充足状況については、自立支援協議会及び 障害者市民施策推進協議会において、継続的に検証を実施し、あかつき園の建て替え等にあわせて検討していきます。

#### ① 相談

- ▶ 制度・内容 市基幹相談支援センターを中心とした緊急時※に対応する 24時間支援体制
- ▶ 機関 基幹相談支援センター(箕面市地域包括ケア室)

#### ② 緊急時※の受け入れ・対応

- ▶ 制度・内容 令和2年度より実施している「虐待等緊急対応事業」
- ▶ 機関 基幹相談支援センター(箕面市地域包括ケア室)

#### ④ 専門的人材の確保・養成

- ▶ 制度・内容 平成24年度より実施している「箕面市保健・福祉研修奨励金」による従事者養成研修費の一部助成
- ▶ 機関 箕面市障害福祉室

#### ※緊急時とは、

- ・障害者への虐待またはその恐れがあり、障害者と同居の監護者の分離が必要な場合
- ・障害者と同居の監護者又は監護者の親族の急病、不慮の事故など、当該監護者による障害者の支援が緊急に困難となった場合 を想定しています。

市として考える理題・給討事項

## 地域生活支援拠点等の機能の状況(令和6年度)

**田景 (機能として位置づけていること)** 

	現状 (機能として位置づけていること)	一 令和6年度の実績(R7.2現在)	市として考える課題・検討事項
①相談	基幹相談支援センターを中心とした緊急時に対応す る24時間支援体制	現状の体制にて随時対応している	・基幹相談支援センター、委託相談、特定相談 支援事業所の緊急時の相談対応時の役割の整理 ・市立あかつき園の建て替え時に機能の充実を 検討(案:敷地内に誘致する民設民営の短期入 所サービスが緊急連絡先の一つとなる可能性)
②緊急時の 受け入れ・ 対応	「虐待等緊急対応事業」 ・基本的にサービス利用を優先し、相談支援専門員 が受け入れ調整を実施。 ・利用契約なしでも、空きがあり受け入れ体制が整 えられる場合に緊急利用可である市外 9 事業所で調 整。 ・その他、市内高齢者入所施設 2 施設に居室確保の 協力を依頼。施設で支援体制を確保できない場合は、 外部の事業者(居宅介護や重度訪問介護)による介 護サービスの提供を想定。	緊急時の受け入れ・対応実績 1件 ・市内高齢者入所施設の居室利用	・市立あかつき園の建て替え時に機能の充実を 検討(案:敷地内に民設民営の短期入所サービ ス(5床以上。うち1床を緊急枠)を誘致) ・医療的ケア等受け入れができない場合の対応 策の検討 ・「居室」の確保以外の対応策の必要性の検討
③体験の機 会・場	※機能としての位置づけなし (現状、各障害福祉サービスでの体験利用、体験入 居を実施)		・施設や親元からグループホーム、一人暮らし 等への生活の場へ移行しやすくするためのサー ビス以外での「体験の機会・場」の必要性の検 討
④専門的人 材の確保・ 養成	<ul> <li>・「箕面市保健・福祉研修奨励金」による以下の従事者養成研修費の一部助成 【対象研修】(予算:年間20万円上限)</li> <li>・移動支援従事者養成研修</li> <li>・同行援護従事者養成研修</li> <li>・重度訪問介護従事者養成研修</li> </ul>	「箕面市保健・福祉研修奨励金」 ・移動支援 2件 ・同行援護 1件 ・重度訪問介護 1件	・不足する専門的人材の確保策の検討 (従事者養成研修の対象研修の見直しの必要性 の検討など) ・医療的ケアの支援体制の充実策の検討
⑤地域の体 制づくり	※機能としての位置づけなし (現状、自立支援協議会にて地域課題の情報共有等 を実施)	_	・機能の位置づけの必要性の検討 令和7年3月18日 健康福祉部 4

今和6年度の宝績(R7 2租在)